

豊島区施工能力審査型総合評価方式実施要綱

平成 28 年 2 月 9 日

総務部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊島区が発注する建設工事において、安定的な品質確保と不良不適格企業の参入防止を図るとともに、地域社会に貢献している企業等の受注機会の拡大を図るため、入札の際に、工事価格及び施工能力を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）を実施するに当たり、基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 豊島区契約事務規則（昭和 39 年規則第 24 号）第 2 条第 3 項の契約担当者をいう。
- (2) 一級技術者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条第 2 号イに該当する者をいう。
- (3) 二級技術者 建設業法第 27 条第 1 項建設業法施行規則第 7 条の 3 項に該当する者をいう。
- (4) その他の技術者 建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第 2 号ハに該当する者で一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。
- (5) コリンズ 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービスをいう。
- (6) 工事成績総評定点 豊島区請負工事成績評定要綱（平成 20 年 4 月 1 日 総務部長決定）第 3 条第 1 項に規定する総評定点をいう。

(対象工事)

第 3 条 総合評価方式の対象工事は、原則として予定価格が 3,000 万円（建築工事の場合は 4,500 万円）以上の工事とする。

(落札者決定基準)

第 4 条 区長は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 3 項にいう総合評価方式における落札者決定基準を定めようとするときは、同法第 167 条の 10 の第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、あらかじめ、2 人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の落札者決定基準は、別紙のとおりとする。

(総合評価方式における入札方式)

第 5 条 総合評価方式の実施は、条件付一般競争入札によるものとする。

(公表事項等)

第 6 条 総合評価方式を実施しようとする場合は、当該発注工事の公告にあたり、次に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 総合評価方式の対象工事であること
- (2) 提出書類の様式、提出方法

- (3) 落札者決定基準
- (4) 提出書類の提出後においては、原則として記載内容の変更を認めないこと。
- (5) 提出書類に記載された配置予定技術者は、原則として変更できないこと。
- 2 公表事項についての説明会は、開催しない。
- 3 入札参加希望者は、条件付一般競争入札参加申込書の提出とあわせ、第 1 項に規定する公表事項に係る所定の書類を区長に提出するものとする。

(施工能力評価点等の審査)

第 7 条 施工能力評価点及び地域貢献度評価点の評価については、前条に規定する公表事項において明示した評価方法によるものとする。

(労働関係法令遵守の確認等)

第 8 条 本対象工事は、公共サービス基本法（平成21年法律第40号）第11条の趣旨に基づき、工事に従事する者の適正な労働環境の確保に資するため、労働関係法令遵守の確認を行うことがある。

(その他)

第 9 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 豊島区施工能力審査型総合評価方式試行に関する要綱（平成 19 年 9 月 14 日 総務部長決定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別紙（第4条第2項関係）

【落札者決定基準】

1 評価の方法

総合評価方式の評価は、価格点、施工能力評価点及び地域貢献度評価点を合計した評価値による。

2 価格点、施工能力評価点及び地域貢献度評価点の配分

価格点：施工能力評価点：地域貢献度評価点 = 価格点の上限：20点：10点

なお、価格点の上限は、豊島区低入札価格調査制度実施要綱（平成20年2月1日 総務部長決定）第5条の規定に基づき失格となる低入札価格から算定される価格点とする。

3 価格点の算定 $80 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$

4 施工能力評価点の算定は、工事成績評価点、配置予定技術者の資格点、配置予定技術者の実績点及び優良工事实績点の合計による。

5 施工能力評価点の評価項目の点数配分

工事成績評価点：配置予定技術者の資格点：配置予定技術者の実績点：優良工事实績点 = 13点：3点：2点：2点

(1) 工事成績評価点

① 工事成績評価点は、工事成績総評定点の平均点に応じて、次表のとおり算定する。

工事成績総評定点の平均	工事成績評価点
0点以上 20点未満	0
20点以上 30点未満	1
30点以上 35点未満	2
35点以上 40点未満	3
40点以上 45点未満	4
45点以上 50点未満	5
50点以上 55点未満	6
55点以上 60点未満	7
60点以上 65点未満	8
65点以上 70点未満	9
70点以上 72点未満	10

72 点以上 74 点未満	11
74 点以上 76 点未満	12
76 点以上 78 点未満	13
78 点以上 80 点未満	14
80 点以上 100 点以下	15

- ② 工事成績総評定點の平均は、当該発注工事の公告日（以下「公告日」という。）の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事の工事成績総評定點について、工事完了日が公告日に近いものから順に、直近3件までの相加平均とする。ただし、2件である場合は当該2件の相加平均とし、1件である場合は当該工事成績総評定點をもってこれに充てる。
- ③ ②の工事成績総評定點が存在しない場合は、その平均を50点とする。ただし、⑤の規定にかかわらず、東京23区内で完成した国、都又は特別区（豊島区を除く。）その他の公共工事発注機関の発注に係る同種工事（(3)③）で、前項の期間において完了した工事の当該公告日に直近の工事成績総評定點の提示により、豊島区が相当の施工能力を認めた場合は、工事成績総評定點の平均を60点とすることができる。
- ④ 工事成績総評定點が60点未満のものは、当該工事成績総評定點を0点とする。
- ⑤ 工事成績総評定點は、豊島区の発注工事のみを対象とする。
- ⑥ 工事成績評価点算定の対象工事は、豊島区建設工事等競争入札参加資格の業種区分で当該発注工事と同一の業種のものであることを原則とするが空調工事と給排水工事は同一の業種として扱うこととし、建設共同企業体の発注工事を含むものとする。当該発注工事と異なる業種を対象とする場合は、公告時に指定する。

(2) 配置予定技術者の資格点

配置予定技術者の資格点は、3点満点とし、次表のとおり算定する。複数の資格を持つ場合は、上位の資格1つについてのみとする。

1 級技術者	3 点
2 級技術者	1 点

(3) 配置予定技術者の実績点

- ① 配置予定技術者の実績点は、コリンズに登録されたデータから算定する。

	同種工事	類似工事
監理技術者	2 点	1.5 点
主任技術者	1.5 点	1 点
担当技術者	1 点	0.5 点

- ② 配置予定技術者の実績点は、コリンズに登録されたデータから算定する。
- ③ 同種工事とは、コリンズの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、

高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものを、公告時に指定する。

- ④ 類似工事とは、コリンズの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、公告時に指定する。
- ⑤ 建築工事又は設備工事の改修工事の場合において、同種工事にあつては、コリンズの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のもののなかで、経験として有用なものがない場合は、同種工事を指定しないことができる。また、類似工事にあつては、コリンズの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいもののなかで、経験として有用なものがない場合は、類似工事を指定しないことができる。

(4) 優良工事実績点

優良工事実績点は、2点満点とし、5(1)②の期間において配置予定技術者が担当して完了した直近の工事成績総評定点が75点以上の場合、申請により加点することができる。

6 地域貢献度評価点の算定は、環境配慮点、防災活動点、ワーク・ライフ・バランス推進企業点、品質管理活動点、安全衛生活動点、雇用対策点、事業継続計画策定点、本店所在点の8項目による。各項目の配分は次の通りとし、満点は10点とする。

(1) 環境配慮点

次表のいずれかの認証を取得し、公告日においても有効である場合に1点と評価する。ただし、重複取得による点数の加算は行わない。

国際標準化機構 (ISO) 14001 規格
一般財団法人持続性推進機構のエコアクション 21
一般社団法人エコステージ協会のエコステージ (ステージ 2 以上)

(2) 防災活動点

豊島区と防災協定を締結し、かつ、公告日の属する年度の前年度又は前々年度の2年度間に下記対象となる活動を実施した実績を明らかにした場合に次の通り評価する。

配点

活動1回以上/年度で1点、2年間で最大2点(同年度に複数回活動しても1点)

対象となる活動の例

- ・区で実施する防災訓練参加型防災活動
- ・自ら企画する防災活動
- ・被災地でのボランティア活動

加点方法

上記活動の防災活動報告書を提出し、豊島区が内容を確認できた場合に加点する。

(3) ワーク・ライフ・バランス推進企業点

豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度実施要綱（平成 21 年 10 月 30 日総務部長決定）第 5 条第 2 項の規定に基づき、区长から豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定書の交付を受け、公告日においても有効である場合に 1 点と評価する。

(4) 品質管理活動点

ISO9001 規格の認証を取得し、公告日においても有効である場合に 1 点と評価する。

(5) 安全衛生活動点

次表のいずれかに該当し、公告日においても有効である場合に 1 点と評価する。ただし、重複による点数の加算は行わない。

建設業労働災害防止協会に加入
建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の認定
中央労働災害防止協会（JISHA）方式適格の労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）基準適合の認定

(6) 雇用対策点

次表のいずれかに該当し、公告日においても有効である場合に 1 点と評価する。ただし、重複による点数の加算は行わない。

「障害者雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率をこえて雇用
女性の現場従事者（現場代理人、技術者含む）を雇用
法務省の協力事業主制度に登録

(7) 事業継続計画策定点

一般社団法人全国建設業協会の「地域建設企業における災害時事業継続計画（簡易版）作成例（最新版）」における必須項目を網羅した計画書を提出し、豊島区が内容を確認できた場合に 1 点と評価する。

(8) 本店所在点

「豊島区建設工事等の契約に係る競争入札参加資格における区内の事業者取扱基準」（平成 22 年 6 月 16 日 総務部長決定）第 2 条第 3 項に定める区内の事業者のうち、区内に本店を有する事業者（「区内事業者」という。）に対して 2 点と評価する。

7 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格及び低入札価格調査制度適用（豊島区低入札価格調査制度実施要綱平成 20 年 2 月 1 日 総務部長決定）の範囲内である者のうち、1 の評価値の最も高い者を落

札者とする。この場合において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより落札者を決定する。